

1 新しい対象要件について

対象要件を次のとおり変更

災害時要援護者台帳（旧台帳：約37,000人）から避難行動要支援者名簿（新名簿）に名称変更

- | | | |
|---|---|-----|
| ア | 高 齢：65歳以上のみの世帯，65歳以上と児童のみの世帯 | ⇒削除 |
| イ | 介 護：要介護3～5の居宅生活者 | |
| ウ | 障がい：身体1・2級 ⇒ <u>身体1・2級第1種（心臓，じん臓のみ該当者は除く）</u>
療育A（Aと同程度）
精神1・2級 ⇒ <u>精神1級</u> | |
| エ | 難 病：特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の交付を受けている者 | |
| オ | その他：イ～エに該当しないが，何らかの理由で自力避難が困難な者 | |

2 スケジュール

- 7月 新要件の確定
 - 8月 民生委員(地区会長)、社協、庁内関係部署(防災、福祉、支所担当)説明会
 - 9月～10月 倉敷、水島、玉島、真備地区民生委員への説明会
 - 11月26日 同意確認書の発送
 - 12月 広報くらしき12月号への掲載、FMくらしき出演、HP掲載
- ※事前情報提供：ケアマネージャー協会倉敷支部、障がい者団体（一部）、高年齢者支援センター（25地区）、相談支援専門員協会（倉敷地区）等
- 1月11日 回答締切 → 集計
 - 2月14日 督促発送 → 3月上旬締切
 - 3月下旬 取りまとめ → 製本
 - 4月初旬 完成 → 避難支援等関係者へ配布
※民生委員：未回答者への制度案内
不適格者・掲載必要者確認（6月初旬まで）
 - 6月初旬 追加分完成 → 避難支援等関係者へ配布

3 避難行動要支援者名簿（新名簿）の作成について

- 要件該当者 （旧台帳）約 95,000 人
→ （新名簿） 14,393 人
（うち現台帳掲載者：約 9,000 人）
- 11月26日「避難行動要支援者名簿 同意確認書」発送
- 12月末現在 返信率 49%
⇒ 約 2,500～3,000 人 を予想（約 2割）

4 旧台帳掲載者への対応

旧台帳に掲載されている新要件非該当者（28,474人）への現状確認の調査

- 11月26日 同意確認書発送
- 12月末現在 返信率 48%
⇒ 約 5,000人～6,000人 を予想（約 2割）

○見守りが必要な方として「見守り台帳」に掲載、配布・活用していただく。

5 その他

- 令和4年度は、避難行動要支援者名簿の新規対象者のみ調査
- 3年ごと（次回は令和6年）に再調査
新名簿は要件該当者全員、見守り台帳は掲載者全員
- 同意者数等によって「避難行動要支援者名簿」への統一を検討。



個別避難計画

モデル作成で様式・マニュアルを検討

1：福祉専門家による作成

ケアマネジャー交流会で、実際の担当事例で作成してもらい、市で示した様式案について意見や計画作成時の疑問点などを集約。

2：当事者団体による作成

聴覚障がい者団体（障がい者及び支援者）に対し、制度説明とハザードマップの見方等について2回研修実施。3回目の研修で実際に作成予定。

3：地域の避難支援者による作成

自主防災組織を主体として、高齢者支援センター（地域包括支援センター）なども関わって個別避難計画について勉強会を行い試作。

今年度の予定

- 個別避難計画「様式」の作成
- 個別避難計画「手引き」の作成

次年度以降の予定

- まずは、意欲の高い自主防災組織の地域、障がい者団体などから始め、経験を積む。
- 令和5年度以降、ハザードの重い地域（土砂災害、津波、洪水浸水想定3m以上など）から、拡大していく。

避難行動要支援者名簿について

～災害時に、自力で避難することが難しい方を地域で助け合う仕組みです～

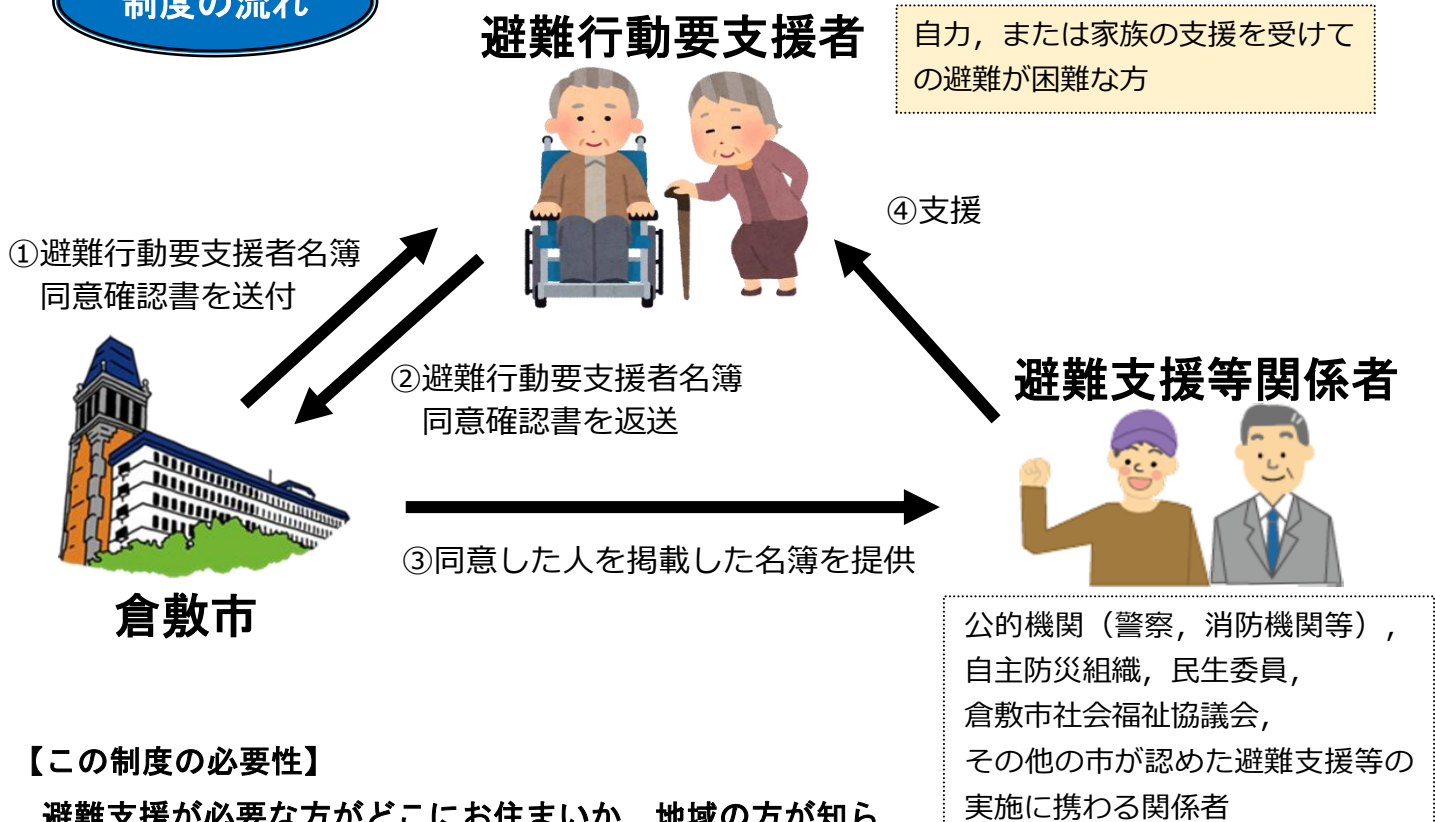
市では、次の「調査対象となる方」のうち、自力、または家族の支援を受けての避難が困難で、自分の情報を避難支援等関係者に提供することに同意した方を「避難行動要支援者名簿」に掲載し、地域での援護活動に役立ててもらうために、避難支援等関係者に情報提供しています。

調査対象となる方

自宅で生活し、次の要件のいずれかに当てはまる方

- (1) 介護保険の要介護3以上の方
- (2) 身体障がいのある方（身体障害者手帳1・2級第1種（心臓・じん臓のみ該当する方を除く））
- (3) 知的障がいのある方（療育手帳A又はAと同程度の手帳）
- (4) 精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (5) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方）

制度の流れ



【この制度の必要性】

避難支援が必要な方がどこにお住まいか、地域の方が知らないと、いざという時の支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分に機能しないことも考えられるため、自分たちでできることは自分たちでしようという、地域で支え合う仕組みづくりを行うものです。

名簿への掲載内容

- 住所、氏名、年齢、生年月日、性別、緊急時の連絡先
- 心身の状況（介護認定、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病認定の有無）

※等級は掲載されません。

※希望する方は、心身の詳しい状況など、避難支援等関係者に知ってほしい内容を掲載することができます。

（例：自力で避難の判断ができない、歩行が困難、聴覚障がいがある、視覚障がいがある 等）

支援の内容

避難支援等関係者が、緊急時のための打ち合わせや避難誘導、緊急時の安否確認等の支援を行います。

●名簿の活用例

公的機関（警察・消防機関等）…緊急時の救助活動を円滑に実施 等
自主防災組織…緊急時の対処方法の打ち合わせ、避難誘導 等
民生委員…平常時の見守り活動、避難所等での安否確認 等
倉敷市社会福祉協議会…被災後の相談支援、ボランティア派遣支援 等



お願い

- この制度は、地域による助け合いの制度です。まずは自ら身を守る心構えで、日頃から災害に備えておきましょう。
- 近所の方とはあいさつや地域活動への参加を通じて、日頃から良好な関係を築き、災害時に手助けをお願いできるようにしておきましょう。
- 避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身の安全が前提のため、同意によって避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関して法的な責任や義務を負うものではありません。



<お問い合わせ先>

保健福祉局保健福祉推進課 電話：426-3303

- 防災全般に関することや避難所などのお問い合わせ

総務局防災危機管理室 電話：426-3131